

都道府県社会的養育推進計画について

都道府県社会的養育推進計画については、令和2～6年度を第1期、令和7～11年度を第2期と位置づけ策定することとされ、令和6年度に第1期の中間見直しを含め、第2期計画を策定することとされている。

特別区は、「東京都社会的養育推進計画」の策定（令和2年3月）後に児童相談所を設置しているが、現段階での国の認識は、世田谷区以外の区は計画未策定というものである。

このため、今般の都の計画の中間見直しに当たり、設置区としての計画を国に示す必要があり、計画策定に向けて検討する必要がある。

■ 1 計画期間

令和7年度～令和11年度 「都道府県社会的養育推進計画」

■ 2 策定すべきとされる各項目

国や東京都の動向とも調整を図りながら、「都区共通で策定すべき項目」、「都が策定すべき項目」、「区も個別に策定が必要な項目」にも留意し策定する。

なお、都区の役割分担は、今後、都区間で協議を行う予定である。

- (1) 都道府県等における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- (3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組
- ②市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組
- ③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

- (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- (5) 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み
- (6) 一時保護改革に向けた取組
- (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- ①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組
- ②親子関係再構築に向けた取組
- ③特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- (8) 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組

- ①里親等への委託こども数の見込み等
- ②里親支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①施設で養育が必要なこども数の見込み

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

①自立支援を必要とする社会的養護経験者数等の見込み

②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

②都道府県（児童相談所）における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組

(12) 障害児入所施設における支援

(13) 留意事項